

Business Certificate news

No.TCCI-160
Date : 2022 年 8 月 1 日

【会員限定】貿易登録(新規・更新)書類の郵送受付について

従来、貿易登録(新規・更新)に際しては、証明センター窓口でのお手続きを必須としておりましたが、会員に限り、郵送での受付を開始します。

ご希望の方は、下記内容をご確認・ご同意いただきました上で、お手続きをお願い致します。特に、書類不備等によるご返送に際しての異議申し立て等は一切承りません。ご同意いただけない場合は、従来通り、窓口にてお手続きください。

記

【必要書類】

- 1) 誓約書・業態内容届・署名届
- 2) その他必要書類([HP](#)をご参照ください)
- 3) 宛先が記載された返信用レターパック(郵便局 レターパックプラス、レターパックライトに限る)
※入会手続き中の方・入会希望の方は、4)・5)何れかが必要です。
- 4) 入会申込書のコピー ※入会手続き中の方・・・手続きの確認ができない場合、非会員として取扱います
- 5) 入会申込書(原本) ※入会希望の方

【注意事項】

- 書類の不備(印鑑不鮮明、代表者印・社印が重なっている、必要項目の記載がない、署名の枠はみだし、必要書類の不足等)、又は、非会員の場合、お預かりしましたレターパックにて書類一式を返送いたします。返送の事前連絡は致しません。非会員の場合は、書類の確認を行いません。
- 返信用レターパック(郵便局レターパックプラス・ライト)が同封されていない場合、書類の確認・受付手続きは行いません。窓口に書類を受取りに来ていただきます。
- 書類受領後、5営業日以内に「貿易登録証」の発送手続きを行います。なお、書類の到着確認・登録日(有効期限)・貿易登録番号等のお問い合わせは一切受け付けません。お急ぎの場合は、窓口でのお手続きをお願い致します。(書類が揃っていれば、窓口での申請後 30 分程でご登録が完了します。)
- 各種変更手続き(業態内容変更・署名追加/変更/修正)につきましても、会員に限り、郵送での受付を行います。なお、万が一、記載内容の不備、届け出の社印との相違、必要書類の不足、非会員の場合には、書類を窓口を受取りに来ていただきます。※非会員の場合は、書類の確認を行いません。
※通常、和文・英文の会社名のご変更に関しては、貿易登録証を再発行しておりますが、ご郵送での各種変更手続きにつきましては、貿易登録証の再発行は行いません。社名変更後の貿易登録証が必要な場合は、窓口でお手続きをお願い致します。
- 返送書類がレターパックの利用条件(厚さ・重さ)を超える場合、窓口を受取りに来ていただきます。

【書類送付先】 〒110-0015 東京都台東区東上野4-8-1 TIXTOWER UENO 3 階
東京商工会議所 証明センター 貿易登録担当 宛

以上